

令和5年10月1日から建築基準法に基づく 中間検査の対象を拡大します！

建築基準法では建築物の安全性の確保を目的として、特定工程に係る工事を終えたときは中間検査を申請しなければならないとされており、全国的に不適切な工事監理による違反建築が問題となっていることから、本県においても建築主の利益を保護するため、中間検査の対象建築物を拡大します。工事写真や書類等の適切な管理をお願いします！

※ 令和5年10月1日以降に確認申請書を提出するものから適用されます。

対象となる建築物は、構造や用途等に応じて指定された工程（特定工程）に係る工事を終えた時点で中間検査を受けなければなりません。

特定工程は、建築基準法第7条の3第1項一号に基づくもの（法で指定するもの）と同項第二号に基づくもの（特定行政庁が告示で指定するもの）があります。特定行政庁である宮崎県、宮崎市、都城市、延岡市及び日向市では、それぞれ特定工程を指定しています。

項目\区分	法で指定するもの【第一号】	特定行政庁（宮崎県、宮崎市、都城市、延岡市、日向市）が告示で指定するもの【第二号】新たに追加しました。
指定区域	全国	宮崎県全域
対象となる建築種別	新築、増築又は改築	
対象となる構造、用途等	階数が3以上である共同住宅（共同住宅の用途を一部有する一の建築物も含む）で、後述の特定工程がある場合	① 長屋又は共同住宅で、階数が2以上のもの（共同住宅にあっては、法第7条の3第1項第一号に規定する特定工程を含む工事を行うこととなるものを除く。） ② 鉄筋コンクリート組石造のもの
指定する特定工程 ※ 対象とする工程がその後の工程により不可視となる前に検査を行う必要があります。	2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事（当該工事を現場で行わないものは、2階の床版及びこれを支持するはりの取付工事）	〈木造〉 屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組工事（枠組壁工法等は耐力壁の工事等） 〈鉄骨造〉 1階の鉄骨その他の構造部材の建て方工事 〈鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造〉 2階の床（階数が1の建築物にあっては屋根）及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事 〈その他の構造〉 2階の床（階数が1の建築物にあっては屋根）及びこれを支持するはりを取り付ける工事
法第68条の20 認証型式部材等	法第68条の10に基づく型式適合認定の階数が3以上の共同住宅は、中間検査の対象となります。	中間検査の対象外です。
法85条の適用を受け る仮設建築物	中間検査の対象外です。ただし、法第85条第6項及び7項に規定する仮設興行場等に該当する場合は、中間検査の対象です。	中間検査の対象外です。

※ 詳細については、以下窓口にお問い合わせください。

建築場所		問い合わせ先
県所管区域	国富町・綾町・高鍋町・新富町・木城町・川南町 都農町・西都市・西米良村・椎葉村大字大河内のうち字大河内、野々首、矢立、大藪、人桑の木、平、丸野及び城	宮崎土木事務所建築課建築指導担当（電話番号：0985-26-7287）
	日南市・串間市	日南土木事務所総務課建築担当（電話番号：0987-23-4662）
	三股町	都城土木事務所総務課総務担当（電話番号：0986-23-4512）
	小林市・えびの市・高原町	小林土木事務所総務課建築担当（電話番号：0984-23-5179）
	門川町・諸塚村・椎葉村（西都土木事務所の所管区域を除く）・美郷町	日向土木事務所総務課建築担当（電話番号：0982-52-0309）
	高千穂町・日之影町・五ヶ瀬町	西臼杵支庁土木課管理担当（電話番号：0982-72-3191）
宮崎市	宮崎市都市整備部建築行政課（電話番号：0985-21-1813）	
都城市	都城市土木部建築対策課（電話番号：0986-23-2584）	
延岡市	延岡市都市建設部建築指導課（電話番号：0982-22-7034）	
日向市	日向市建設部建築住宅課（電話番号：0982-66-1032）	

令和5年10月1日から施工状況報告書の提出時期が一部変更になります！

中間検査の対象を拡大するにあたり、従来の施工状況報告書の提出時期が一部変更になります。

対象拡大後に中間検査の対象となった建築物については、施工状況報告書の提出時期が以下のとおり変更となり、これまでの施工状況報告書の対象であった建築物については、中間検査の対象となる建築物を除き、これまでとおりの提出時期に施工状況報告書の提出が必要です。

※ 令和5年10月1日以降に確認申請書を提出するものから適用されます。

<対象拡大前（～令和5年9月30日）>

対象建築物	
1	特殊建築物（建築基準法別表1（い）欄に掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を超えるもの） 例：劇場、物品販売業店舗、学校、共同住宅など
2	木造の建築物で次のいずれかに該当するもの （1）階数≧3 （2）延べ面積>500㎡ （3）高さ>13m 又は 軒の高さ>9m
3	木造以外の建築物で次のいずれかに該当するもの （1）階数≧2 （2）延べ面積>200㎡
4	上記1～3の建築物以外の建築物のうち、都市計画区域内の住宅（他の用途を兼ねるものを含む。）で次のいずれかに該当するもの （1）木造で、延べ面積>100㎡ （2）木造以外の構造で、延べ面積>30㎡

提出時期 （構造規定に関する報告）	
木造	屋根工事の終了時
鉄骨造	鉄骨の組立の終了時
鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造	一階の屋根又は二階の床の配筋の終了時
その他の構造	一階の屋根又は二階の床工事の終了時
その他	建築主事が必要と認めてあらかじめ指定した施工の時期

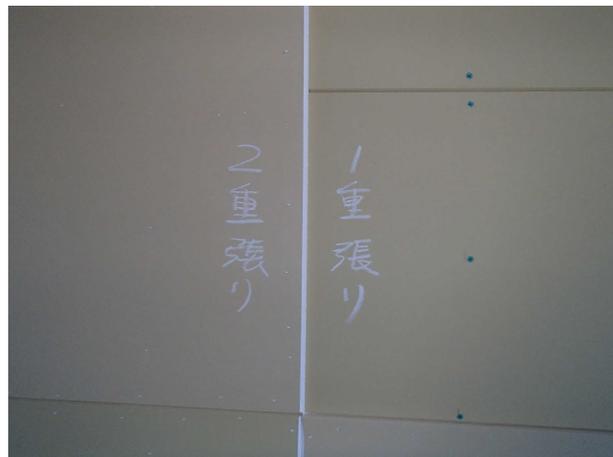
<対象拡大後（令和5年10月1日～）>

対象建築物	
追加	（すべての構造の）長屋又は共同住宅で、階数が2以上のもの ※中間検査対象建築物
1	中間検査対象建築物以外の特殊建築物（建築基準法別表1（い）欄に掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を超えるもの） 例：劇場、物品販売業店舗、学校、共同住宅など
2	中間検査対象建築物以外の木造の建築物で次のいずれかに該当するもの （1）階数≧3 （2）延べ面積>500㎡ （3）高さ>13m 又は 軒の高さ>9m
3	中間検査対象建築物以外の木造以外の建築物で次のいずれかに該当するもの （1）階数≧2 （2）延べ面積>200㎡
4	上記1～3の建築物及び中間検査対象建築物以外の建築物のうち、都市計画区域内の住宅（他の用途を兼ねるものを含む。）で次のいずれかに該当するもの （1）木造で、延べ面積>100㎡ （2）木造以外の構造で、延べ面積>30㎡

提出時期（中間検査対象建築物） （防火規定に関する報告）	
追加 すべての構造	建築基準法施行令第114条第1項に規定する工事の終了時

提出時期（1～4） （構造規定に関する報告）	
木造	屋根工事の終了時
鉄骨造	鉄骨の組立の終了時
鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造	一階の屋根又は二階の床の配筋の終了時
その他の構造	一階の屋根又は二階の床工事の終了時
その他	建築主事が必要と認めてあらかじめ指定した施工の時期

《例》写真の撮り方（防火規定に関する報告）



※写真撮影の留意点

・界壁が小屋裏又は天井裏に達していることが分かること。

・準耐火構造の仕様が分かること。
（ボードが2重張りされていることが分かるなど。）